

部 会 構 成

◆共通検討事項（【第1部会】【第2部会】【第3部会】すべての部会で検討）

検討事項		考え方
・前文、総則 ・市政の恒久的、基本的方向 （越谷らしさ、ビジョン）	前文、目的（基本理念）、最高規範性、定義など	自治（まちづくり）の方向性、目的や条例の位置づけ及び用語の定義等について検討
・自治の基本原則	参加及び協働の原則、情報共有の原則、法令の解釈、財政自治の原則、対等及び協力の原則など	自治（まちづくり）の方法（進め方）、住民参加、協働及び情報共有等について検討
・条例の実効性の確保	評価、見直し、チェック機構など	自治（まちづくり）に条例が役割を十分に果たしているかを確認する方法、評価及び見直し等について検討

◆部会での個別検討事項

部 会 名	検討事項		考え方
【第1部会】 市民・コミュニティ部会	・市民	市民の定義、市民の権利、市民の責務、選挙権、子どもなど	市民の権利や果たすべき義務、コミュニティのあり方及び住民投票等について検討
	・コミュニティ	コミュニティの定義、コミュニティの役割など	
【第2部会】 議会・市長部会	・市議会	市議会の責務、市議会議員の責務など	市議会・議員の責務及び市長の責務等について検討
	・市長	市長の責務など	
【第3部会】 行政運営部会	・行政運営	総合振興計画との関連性、執行機関（運営原則・組織・行政評価・説明責任・情報公開・個人情報保護・行政手続・パブリックコメント・出資法人に対する指導等）、財政（健全性の確保・財産管理・財政状況等の公表）、市職員（市職員の責務）など	執行機関内部における行財政運営のあり方、職員の責務等について検討
	・その他	他の自治体との連携、委任など	

※担当する検討事項については、一般的な項目としている。追加項目の必要性が生じた場合、いずれの部会でも検討可能な柔軟な対応をする。また、個別分野に踏み込むと、各部門別の条例や計画の内容に踏み込むおそれもあり注意が必要である。

※他の部会の検討事項であっても関連がある場合には、検討することを妨げないものとする。